

## 吹田市広告入り窓口封筒無償提供業務仕様書

### 1 業務名

吹田市広告入り窓口封筒無償提供業務

### 2 業務内容

吹田市広告入り窓口封筒を無償で提供するものとする。

### 3 協定書の締結

市と事業者は、吹田市広告入り窓口封筒無償提供に関し、協定書を締結するものとする。

### 4 業務期間

協定書締結日から令和9年10月31日まで

※2回に限り、1年間更新可とする（最長3年間）。

### 5 業務内容等

以下に定める広告入り窓口封筒及び封筒設置台を無償提供するものとする。

#### (1) 広告入り窓口封筒

※来庁者が、各種証明書等の持ち帰り用として自由に利用する窓口用の封筒

##### ア 規格及び年間製作予定枚数

(ア) 角型2号又はA4サイズ対応封筒 1年間分 75,000枚

(イ) 角型6号又はA5サイズ対応封筒 1年間分 25,000枚

※実数については、決定後に調整となります。また、必要に応じて増減できるものとします。

※色、形状等については、応募者の提案をもとに別途協議します。

##### イ 広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の3分の1以下とし、残りの部分は、本市の指定する市政情報を掲載するものとする。

※掲載位置、サイズ等については、応募者の提案をもとに別途協議します。

※年度途中で市政情報を変更する場合があります。

#### (2) 封筒設置台

提供された封筒を設置するための台及び、本市が指定する台数を提供するものとする。

### 6 封筒及び封筒設置台の設置場所

ア 吹田市役所本庁市民課、マイナンバーカード交付窓口

- イ 出張所（市内3か所）
- ウ 吹田市パスポートセンター
- エ 税務部市民税課
- オ その他本市が指定する場所

## 7 納品方法

上記設置場所に本市が指示する数量ごとに直送及び分納すること。

## 8 封筒の設置期間

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

## 9 広告掲載内容等

- (1) 掲載することができる広告の内容等については、吹田市広告掲載要領（平成19年9月13日制定）及び吹田市広告掲載基準（平成23年10月12日制定）の規定によるものとする。
- (2) 広告入り窓口封筒の製作に際しては、広告主及び広告内容について、契約当初及び更新ごとに本市の承認を得ること。広告の内容等に修正・削除等の必要があると判断された場合は、封筒提供者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがある。

## 10 広告内容の苦情等

- (1) 事業者は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、苦情等があった場合は、速やかに解決に当たるものとする。  
※ 事業者が広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負うことを、封筒に明記すること。
- (2) 提供していただいた封筒又は掲載された広告主、内容に問題が生じたときは、事業者は速やかに本市に報告するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供する。

## 11 その他

本仕様書及び協定書に定めがない事項については、市と事業者が協議の上、決定するものとする。